第3回　豊島区税制度調査検討会議
平成30年9月3日
資料　3－2－2

税制度の変更案（B）について

変更案 B

【変更内容】

狭小住戸を50 戸超有する集合住宅に対し、50 戸を超える部分につき、税率を1 戸あたり50 万円から60 万円に引き上げる。

【変更する理由・目的】

変更案 A と同様。ただし、担税力の低い納税義務者に配慮し、大規模な物件に限定して高い税率がかかるようにする。

【見込まれる効果】

変更案Aと同じく、税率引き上げによる抑制効果を10%と仮定して試算したところ、抑制される狭小住戸は 1 年につき 8 戸となり、1年間の建築確認申請戸数全体の0.3%という結果になった。

【試算条件】・狭小住戸の抑制効果を10％と見込む。
・1年間で増える狭小住戸（課税対象）の戸数は76戸。
・1年間の集合住宅の着工戸数は2,554戸。
・課税回避による狭小住戸の増加分は考慮しない。

【計算根拠】

抑制戸数	76 戸×10%≒8 戸
抑制効果	8 戸÷2,554 戸＝0.3%

【主な懸念事項】

・税率を再検証したところ、前回の検討時とほぼ変わらないという結果だった。
・効果が小さいのではないか。